

IV-4 連邦政府機関の幹部職の名称及び権限並びに連邦企画機関に関する 2002年10月2日の勅令

第I章 適用範囲

第1条 この勅令はとりわけ各連邦政府機関に共通の機関の設置と編成を行う2000年11月7日の勅令に規定された連邦政府諸機関と連邦政府企画機関に適用される。内部監査部長の権限及び名称に関しては本勅令は連邦政府機関内の内部監査に関する2002年10月2日の勅令を補完し修正する。

第II章 幹部職及びその法律上の性質

第2条

§1. 幹部職は以下のとおり：

- 1° 人事組織部長
- 2° 財務管理部長
- 3° 情報通信技術部長
- 4° 内部監査部長

幹部職の追加は関係大臣の提案で公務員問題及び財政所管大臣の同意を得て国王によって組織図に加えることができる。

連邦政府機関の幹部職及び連邦政府企画機関は二つのグループに分けられる：

レベル1、とりわけ§1の第1項、第2項、第3項に規定された幹部職、
レベル2の幹部職。

§2. レベル1の幹部職は以下の階層序列で管理職を構成する。

- 1° 理事会議長若しくは議長；
- 2° 管理職1の保有者若しくはレベル1の幹部職保有者。

§3. レベル2の幹部職は以下の階層序列で管理職を構成する。

- 1° 管理職1の保有者；
- 2° 管理職2の保有者若しくはレベル2の幹部職保有者。

§4. 内部監査部長の階層序列は連邦政府機関内の内部監査に関する2002年10月2日の勅令によって規定される。

§5. 全ての幹部職は委任、すなわち第9条に対応した更新可能な暫定的な指示の一環の中で職務を果たす。

第III章 幹部職保有者の選考、募集、任命

第I節 総則

第3条 本章の規定を侵害することなく国家公務員の選考及び募集に適切な規則が幹部職の保有者の選考及び募集に適用される。

第II節 選考

第4条 幹部職の競争試験に参加するには候補者はレベルAの保有者若しくはレベルAの官職の競争試験に参加できなければならない。

幹部職の候補者は少なくとも5年の有用な専門的経験を持つことを証明しなければならない。

第5条

§1. 幹部職の候補者は挑戦する幹部職の職務記述及び能力特性に規定されたそれぞれの官職特有の経験及び知識の諸条件を満たさなければならない。

§2. 連邦政府機関若しくは連邦企画機関内の挑戦する幹部職の職務記述及び権限の特性は以下により規定されている：

- 1° レベル1の幹部職については理事会の議長若しくは議長の提案に基づき大臣により；
- 2° レベル2の幹部職については理事会の議長又は議長及びレベル1の幹部職保有者の提案に基づき大臣により。

第6条

§1. 候補者たちは一般的特殊の受入条件を考慮してその受入の可能性を調査するSELOR — 連邦政府選考局 — により受け入れられる。

SELOR — 連邦政府選考局 — により受入の可能性を宣告された候補者たちは選考委員会に移される。

§2. 受入可能な候補者の宣告を受けた候補者たちは選考委員会から挑戦する幹部職と関連のある事例から始まる口述試験を受ける。この口述試験はいずれかの幹部職の遂行について評価される官職特有の能力及び必要な行動の素質の両方を目的としている。

口述試験は連邦政府選考局により言語ごとに準備され、それに加えて候補者の人柄の検査はもとより管理・組織の素質に及ぶコンピュータ化された試験が先行する。この試験の内容はフランス語もオランダ語も同じである。試験の結果はそれについて採点・評価された結果だけが選考委員会に通告される。

§3. §2に規定された試験及び口述試験の後、且つ候補者の証明書及び利点を比較した後、候補者はグループA《非常に優秀》、グループB《有能》、グループC《あまり有能でない》、グループD《無能》に区分される。この区分には理由の説明がある。

グループA及びグループBの候補者は編入される。

第7条

§1. 選考委員会は以下の者によって構成される

- 1° 連邦政府選考局長若しくはその代理者、委員長；
- 2° 管理問題の外部専門家一人；
- 3° 人的資源管理問題の外部専門家一人；
- 4° 挑戦する官職に固有の問題について経験及び特別の知識を有する外部専門家二人；
- 5° いずれかの幹部職の選考手続がその人々によって準備される他の連邦政府機関若しくは連邦企画機関からの、いずれかの省からの、いずれかの公的な社会保障施設からの、いずれかの連邦科学研究施設からの、いずれかの連邦公益法人からの、地域圏若しくは共同体の政府からの、又は共同体協会からの、その官職が少なくとも挑戦する幹部職と同等である二人の公務員；
- 6° 2°以下5°までに記述された委員のそれぞれについて言語ごとに一人の代表。この者たちは現役の委員として同時に任命される。

言語集団はそれぞれの現役の部の内部で保障され、第1項の4°及び5°に規定された選考委員会の代表委員となる。第1項の2°に規定された現役委員及びその代理者は、第1項の3°に規定されたいずれかの他の言語身分に所属しその代理となる。第1項の2°、3°、4°に規定された委員及びその代理者の言語身分はその専門的任務に必要な能力の評価について考慮されるその修学を証明する人物証明書若しくは卒業証書によって決定される。第1項の5°に規定された委員及びその代理者の言語身分は公務員の言語の名簿によって若しくは制度改革についての1980年8月9日の普通法の第35条乃至第41条までの適用によって決定される。

第1項の2°、4°、5°に規定された選考委員会の現役委員の顔ぶれはその代理者とともに関係理事会の議長若しくは関係議長の提案に基づき関係大臣と相談して決定される。

いずれかの幹部職の空席が両言語名簿の候補者に明らかにされたときは選考委員会委員長は1966年7月18日に調整された行政問題における言語の使用の国法の第43条§3第1項に従って両言語の知識を証明しているか若しくはこの知識を証明しているいずれかの公務員に援助されるかしなければならない。

いずれかの幹部職の空席が専らどちらかの言語名簿の候補者に明らかにされる場合には、又は連邦政府選考局による候補者の受入の調査の後でいずれか一つの言語名簿のいずれか一人の候補者だけが残されている場合には、選考委員会は第1項の2°、3°、4°、5°に規定された委員の部ごとの唯一人の代表によって構成される。候補者と同じ言語名簿若しくは言語身分に所属する。選考委員会の委員長が言語名簿若しくは言語身分に所属している場合には、第4項に規定された公務員の援助を受けるには及ばない。

§2. SELOR — 連邦政府選考局 — 局長は公務員問題所管大臣と一緒に局長代理を含めて選考委員会を編成する。直ちに7労働日の期限内に知らせる責任を負っている政府委員に知らせる。この場合には公務員問題所管大臣は完全な関係資料を関係政府委員にこれについての写しが送付された後で閣議決定に掛ける。

閣議が公務員問題所管大臣により提出された関係資料を基に選考委員の一人に異論を唱えればSELOR — 連邦政府選考局 — は別の委員を任命する；その場合には第1項が適用される。

§3. 選考委員会は有効な方法でのみ候補者の聴聞に進め、委員の過半数が出席し、少なくとも委員の二人は候補者の言語名簿に所属し、§1第1項の2°から5°までに規定された委員のどちらかの種類に属している限り協議に入ることができる。

すでに候補者の聴聞に参加している委員会委員は全て候補者のA、B、C、Dグループへの格付け及びA、Bグループへの分類を考慮して協議に参加できる。

可否同数の場合は委員長が裁決する。

§4. 候補者はA、B、C、Dグループへの格付け及びA、Bグループへの分類について知らされる。

第III節 募集

第8条 SELOR — 連邦政府選考局は第6条に規定された手続の結果を理事会の議長若しくは議長に伝える。

Aグループの候補者については追加の補充が準備される。この補充は所定の幹部職の官職記述及び能力紹介に規定されたような経験及び官職特有の知識に関する比較を目的とする。この補充は以下のように伝えられる：

- 1° レベル1の幹部職保有者の募集については理事会議長若しくは議長に；
- 2° レベル2の幹部職保有者の募集についてはレベル1の幹部職保有者又は理事会議長若しくは議長に；

それぞれの補充の報告が作成され、任命関係資料に追加される。

レベル1の幹部職保有者の募集のための追加の補充については理事会議長又は議長が不在の場合は所管の大臣若しくは副大臣によって代われ、そのために所管の大臣若しくは副大臣によってそのほかいずれかのレベル1の幹部職保有者がレベル2の幹部職保有者募集のために指名される。

AグループがいなくなればBグループの候補者についてその手順が繰り返される。

第IV節 任命

第9条

- §1. 第8条に従って選ばれた候補者は理事会議長又は議長の推薦を経て所管大臣の提案により国王によって6年の任期で任命される。
- §2. §1第1項の規定にもかかわらず外交官はそれとは関係のない経歴の一部をなし、4年から6年の任期を選ぶ幹部職に任命される。
- §3. 国家公務員法に関する1937年10月2日の勅令第28条乃至第33条の規定にもかかわらず幹部職保有者は研修経験を必要はない。

第四章 幹部職の権限に関する細則

第I節 幹部職保有者の支援計画

第10条

- §1. 任命後6か月以内に管理職保有者のために支援計画の案が準備される：
 - 1° 理事会議長又は議長及び所管大臣若しくは副大臣がレベル1の幹部職保有者のために；
 - 2° レベル1の幹部職保有者及び理事会議長又は議長がレベル2の幹部職保有者のために。
- §2. その支援計画の案は以下の要素を考慮する：
 - 1° レベル1の幹部職保有者に関する理事会議長若しくは議長の管理計画及び運用計画；
 - 2° レベル2の幹部職保有者に関するレベル1の幹部職保有者の支援計画。
- §3. 例えば上級連邦政府機関共通の幹部の職務として§2とは無関係に理事会議長又は関係議長の管理計画及び運用計画の要素を考慮した幹部職保有者の支援計画の案が維持される。
- §4. 支援計画の形式及び最小限の内容は公務員問題所管大臣の提案を受け閣議での協議を経て確定された勅令で国王により決定される。
注 国王により決定された日に発効する。
- §5. 支援計画の案が適切に決定されてから2か月以内に§1に規定された機関は関係幹部職保有者たちとの協議を経て支援計画を十分に検討する。
- §6. 上級連邦政府機関共通の幹部の事務が存在するときは、レベル1の幹部職保有者の活動領域を所管する連邦政府機関の理事会議長は支援計画の案について理事会議長たち若しくは関係議長たちの助言を求める。これは助言について表明があるまでに15労働日の期限がある。この期限が過ぎればもはや助言は不要となる。活動領域を所管する議長は幹部職保有者との協議と、必要ならば別の理事会議長たち若しくは関係議長たちの意見を聞いた後支援計画を十分に検討する。
- §7. 支援計画は必要ならばレベル1の幹部職保有者に関する理事会議長若しくは議長の管理計画及び運用計画に加えらる修正の機会又はレベル2の幹部職保有者に関するレベル1の幹部職保有者の支援計画に加えらる修正の機会が相互の協議で適応される。
この適応は幹部職によって作成された修正案に基づき第18条に予定されるような職務についての意見交換に続いて1か月以内に導入される。
- §8. 例えば上級連邦政府機関共通の幹部の事務として、必要ならばレベル1の幹部職保有者の支援計画は連邦政府機関の理事会議長若しくは議長たち又は議長若しくは議長たちの管理計画及び運用計画に加えらる修正の機会が相互の協議で適応される。
その場合には理事会議長若しくは議長は幹部職保有者の活動領域を所管する連邦政府機関の理事会議長たち若しくは関係議長たちは支援計画の適応について意見を述べるよう申し入れる。
幹部職保有者の活動領域を所管する連邦政府機関の理事会議長はその計画の適応について理事会議長たち若しくは関係議長たちの助言を求める。これは助言について表明があるまでに15労働日の期限がある。この期限が過ぎればもはや助言は不要となる。活動領域を所管する議長は幹部職保有者との協議、必要ならば別の理事会議長たち若しくは関係議長たちの意見を聞いた後支援計画を十分に検討する。
- §9. その適応は案が適切に決定されてから2か月以内に§1に規定された機関によって十分に検討される。
- §10. 幹部職保有者が命じられた期限内に支援計画の案を作成しない場合、又は命じられた期限内に適応の案を作成しない場合には、その職務の評価に関する要素及びその他の要素となる。
- §11. §1に規定された機関が支援計画若しくは適応を命じられた期限内に十分に検討しない場合には、その十分な検討がなされたと見なされる。

第II節 幹部職の業務に関する細則

第11条 本勅令はそれに違反する場合を除いてその任期中幹部職に適用される国家公務員の法規となる。

国家公務員の法規の適用については幹部職保有者はレベルAの部分となる。それはA5等級以上の序列に位置する。

第12条 幹部職保有者は政府の常勤職に任命された時点で任期中に配置された公益遂行のための職務上の賜暇が認められる国家公務員の休暇及び欠勤に関する1998年11月19日の勅令の規定にもかかわらず公務員問題に関する各種の措置に関する1993年7月22日の国法第1条§1に規定される。その官職は2年後には空席と宣告できるがその間は契約雇用か若しくは上級職によって充足されうる。

第13条 幹部職保有者は常勤でその任務を遂行する。

その任期中以下のことができる {できない?} :

- 1° 養親休暇、病人の介護、関係者の重病の看護を除いて経歴の中断による休暇は得られない；
- 2° 連邦立法議会、地域圏議会、共同体議会、若しくは県議会の選挙の立候補については、又はいずれかの大臣若しくは副大臣の戦略室か官房で、又はいずれかの共同体政府若しくは地域圏、共同体の共同体委員会の連合組織、又はフランス共同体連合のそれらの議長若しくは理事の官房で遂行するいずれかの職務については休暇は得られない；
- 3° いずれかの政府機関のその他の官職における研修期間若しくは試用期間中は休暇は得られない；
- 4° 受入及び研修のための休暇は得られない；
- 5° 自警団により自発的に任命されたその自警団による平時における民間防衛を遂行するためには休暇は得られない；
- 6° 障害者又は病人の付添若しくは援助のためには休暇は得られない；
- 7° 公益の遂行のためには休暇は得られない；
- 8° 個人的問題でその職務について業務の軽減の許可は得られない；
- 9° 個人的問題で長期にわたる欠勤は得られない；
- 10° 国家公務員の要員の休暇の決定をベルギーの国王若しくは王子及び王女の裁量に委ねることに関する1993年8月12日の勅令及び公認の政治集団のための、すなわち連邦、共同体、地域圏の立法議会それぞれの党派の団長のための一定の業務を遂行する若干の政府機関要員に認められる休暇に関する1975年4月2日の勅令に規定されたような休暇は得られない。

第14条

- § 1. 幹部職保有者は同じグループに分類された職務のいずれかの職務の重要度の結果を基に同等の年俸総額を受領する。
その職務重要度体系、この体系の基礎となる客観的基準及び俸給の方法論は連邦政府機関の管理職及び幹部職の重要度並びにその俸給の決定に関する2001年7月11日の勅令に規定される。
- § 2. 幹部職の年俸総額は以下のものを含む：
 - 1° 毎月の給与総額；
 - 2° 職員雇用人基金により運用されるいずれかの補完的年金制度への加入。
- § 3. § 1及び§ 2の冒頭に述べられた俸給は俸給総額から支出された経費の一括返済に当てることができ、且ついずれかの公用車を私的目的に使用できるようにする。

第V章 幹部職保有者の評価

第I節 評価の周期

第15条 それぞれのいずれかの幹部職保有者は任期中3回評価を受ける。最初の2回の周期は2年間に、又臨時の評価が1回で終了する。3回目の周期は任期終了6か月前に終了し最終評価となる。

第1項にもかかわらずいずれかの幹部職保有者として任命され任期について4年を選択した海外の経歴を持つ外交官は任期中2回評価を受ける。最初の周期は2年間に、又臨時の評価は1回で終了する。2回目の周期は任期終了6か月前に終了し最終評価となる。

第II節 評価の主題

第16条 幹部職の臨時の評価と最終評価は以下に関係する：

- 1° 第10条に規定された支援計画に定められた目標の達成；
- 2° 目標についての方法が達成されたか否か；
- 3° 目標達成への幹部職保有者の個人的貢献；
- 4° 能力開発に傾注された努力。

第III節 評価の実行者たち

第17条

- § 1. 幹部職保有者の評価は以下によって行われる：
 - 1° いずれかのレベル1の幹部職保有者の中から理事会議長若しくは議長により指名される第1次評価者及び所管大臣若しくは副大臣により指名される第2次評価者；
 - 2° いずれかのレベル2の幹部職保有者の中からレベル1の幹部職保有者によって指名される第1次評価者及び理事会議長若しくは議長により指名される第2次評価者。
- § 2. § 1但し若干の連邦政府機関でいずれの幹部の職務も共通の場合には、レベル1の幹部職保有者の評価は評価対象の活動範囲を所管する連邦政府機関の理事会議長若しくは議長に指名される第1次評価者及びこの連邦政府機関を所管する所管大臣若しくは副大臣に指名される第2次評価者により行われる。
- § 3. 評価技術に関する外部の支援については§ 1及び§ 2に規定された評価では連邦政府人事組織局に要請できる。

第IV節 評価周期の経過

第I分節 職務遂行の意見交換

第18条 それぞれの評価周期中に職務遂行についての意見交換の場が必要なときはいつでも幹部職保有者が第1次評価者の提案により

それが持てる。

若干の連邦政府機関でいずれの幹部の職務も共通の場合には第1次評価者の理事会議長及び所管の議長は彼の個人的利益の問題について何らかの職務についての意見交換を準備を要求できる。

職務についての意見交換はそれへの必要な適応が設定・達成されなければならない支援計画において確定された目標はもとより幹部職保有者の関わりのある職務全般に関係する。

第Ⅱ分節 その評価の意見交換

第18条の2

- §1. 各評価周期の最後に第1次評価者は評価についての意見交換のために幹部職保有者を招聘する。
第2次評価者は第1次評価者によって指名された補助者としてその意見交換に参加できる。
全ての場合に第1次評価者及び第2次評価者は評価についての意見交換のための協議の場を持つ。
- §2. 評価についての意見交換の準備のために幹部職保有者は自己評価を行う。意見交換の確定日の前に遅くとも20労働日が第1次評価者に提供される。
- §3. 第1次評価者は幹部職保有者の自己評価について一貫性及び根拠付の検証により評価についての意見交換を準備する。それを自分が持っている評価対象となるその職務の毎日の継続中の事実の結果及び観察された挙動の諸要素を比較する。加えて公正且つ客観的な評価に役立つ追加的な情報を全て収集する。
- §4. 若干の連邦政府機関でいずれの幹部の職務も共通の場合には、第1次評価者は別の関係理事会議長たち及び別の議長たちに自己評価を付託しその助言を求める。これらの助言が10労働日以内に付託されない場合にはこの助言はもはや必要なくなる。
関係理事会議長たち及び別の議長たちは希望すれば評価についての意見交換に出席する。

第Ⅴ節 評価報告及び承認された記述

第19条

- §1. 評価についての意見交換終了後第1次評価者は書面での評価報告の草案を作成し、必要ならば記述に関する提案を行う。所見を述べることで第2次評価者と協議する。その後書面の評価報告書を作成し必要な記述を承認する。
- §2. 若干の連邦政府機関でいずれの幹部の職務も共通の場合には、第1次評価者は関係理事会議長たち及び別の関係議長たちと共通の評価に達したことについて協議する。この協議の後評価報告書の草案及び記述の必要な提案が第1次評価者によって理事会議長たち及び別の関係議長たちに通告される。これらはその助言の表明及び所見の通告に7労働日の期間がある。この期間が経過するともはや助言は必要なくなる。第1次評価者は必要な記述を挿入し、その後で書面の評価報告書を作成し、必要な記述を承認する。
- §3. その評価報告書は第2次評価者によって連署され、評価意見交換後20労働日以内に受領証明と一緒に評価対象者に通告される。
- §4. 第1次評価者が幹部職保有者は《不合格》の烙印を押されるとの意見の場合を除いて臨時の評価中には書面の評価報告書に最終の記述はなされない。
最終評価は《不合格》《合格》《優秀》の表現で終了する。
- §5. 幹部職保有者の臨時評価及び最終評価は評価が終わって幹部職保有者が期待されたレベル以下であり、及び/又は支援計画に含まれる目標が達成できない、及び/又はその目標獲得方法が不適當、及び/又は被評価者は目標達成に個人的には唯単に僅かしか貢献していないことが明らかな場合には《不合格》の表現で閉じられる。
- §6. 幹部職保有者の最終評価は評価が終わって仮定された目標が適切な方法で達成され幹部職保有者の個人的貢献が明白であることが立証されることが明らかな場合には《優秀》の表現で閉じられる。
- §7. 幹部職保有者の最終評価は評価が終わって仮定された目標がある程度適切な方法で達成されたがなお実質的な向上が付託された任務について達成のために最適かつ完全になされなければならないこと、及び/又は幹部職保有者の個人的貢献が限定されることが明らかな場合には《合格》の表現で閉じられる。
- §8. 幹部職保有者の最終評価は臨時の評価の終了時期及び最終評価の任務中の全時期に関する書面による評価報告で確認される。
- §9. 幹部職保有者が最終報告を入手していない場合には法的には《不合格》の表現が認められる。

第Ⅵ節 評価関係資料

第19条の2

- §1. 幹部職保有者の評価関係資料は以下のものからなる：
 - 1° 個人的資料及び任命決定に関する身分証明書；
 - 2° 承認された職務記述；
 - 3° 支援計画及びそれにもたらされた継続的な適応；
 - 4° 必要な場合には職務についての意見交換の報告、及び/又は適合した意見が入手できるその他の各種記録、評価対象の幹部職保有者と第1次評価者との間に関係がある協定及び取決め；
 - 5° 幹部職保有者の自己評価；
 - 6° 書面による諸評価報告書；

7° 課せられた職務についての必要な関係資料。

評価対象者は自己の評価関係資料に記録を記載させることができる。

評価関係資料は関係連邦政府機関の人事組織局長によって保管されている。

§ 2. 評価関係資料は第1次及び第2次の評価者はもとより関係連邦政府機関の人事組織担当者及び評価対象の幹部職保有者に公開されている。

若干の連邦政府機関で幹部職が共通の場合にはレベル1の幹部職保有者の評価関係資料はその他の関係理事会議長たち及び議長たちにも公開される。

§ 3. 評価についての意見交換後に適当な評価関係資料の写しが幹部職保有者の評価手続の質の統制に責任を負っている連邦政府機関人事組織局理事会議長に移送される。

第Ⅶ節 不服審査の方法

第19条の3

§ 1. 臨時評価の結果が《不合格》の判定となったか若しくは最終評価の結果が《優秀》とならなかったレベル1及び2の幹部職保有者は書留郵便で連邦政府機関連邦企画機関管理職の名称及び権限に関する2001年10月29日の勅令第19条§1の適用に沿って公務員問題所管の大臣によって設置された上訴審判所に不服申立ができる。その不服申立は評価報告書の送達後15暦日以内に開始される。

レベル1若しくは2の幹部職保有者の評価手続に参加した理事会議長若しくは議長は委員会に出席も参加もできない：傍聴はできる。

議長は政府企画機関が所属する連邦政府機関のレベル1若しくは2の幹部職保有者によって提起された不服申立の審査に責任のある委員会に出席も参加もできない。

§ 2. その不服申立は保留される。

§ 3. 幹部職保有者は別個にその抗弁を行うために遅くとも会議の前8労働日に喚問される。自ら出頭する。自ら選任した人間によって支援を受けることができる。弁護人は唯一度でもどんな資格においても幹部職保有者の評価手続に参加してはならない。

幹部職保有者若しくはその弁護人が適切な喚問であるにもかかわらず正当な理由なしに出頭しなかった場合には上訴機関は関係資料の文書に基づき宣告する。例えば幹部職保有者若しくはその弁護人が有効な弁解ができたとしても2回目の会議で事件が決着するや直ちに同様措置が執られる。

弁護人の欠席は不可抗力の場合を除き遅延の理由にはならない。

上訴機関は事件を完全に理解できるよう各人に聴聞し全ての必要資料を収集する。

§ 4. 上訴機関は合法的な方法でのみ委員の過半数が出席している限り幹部職保有者に聴聞し協議できる。

投票は秘密である。投票が可否同数の場合には委員長賛成で決着が付く。不服申立が《不合格》の表現となった臨時の評価に対して提起される場合にはその時はこの表現の撤回は依頼人の有利な決着となる。不服申立が《不合格》の表現となった最終評価に対して提起される場合にはその時は《合格》若しくは《優秀》の表現を意味する依頼人に有利な決着となる。提起された不服申立が《合格》の表現に対するもの場合には、その時は《優秀》の表現を意味する依頼人に有利な決着となる。

§ 5. その上訴機関はその提訴後1か月以内に決定し同様に幹部職保有者に遅滞なくその決定を通告する。

§ 6. その上訴期間は連邦政府の評価方法の専門家の援助を受けることができる。

第Ⅵ章 任期の終了及びその後の非更新

第Ⅰ節 任期の終了

第Ⅰ分節 法的地位の終了

第20条 その任期は第9条に規定された期間が終了したとき、及び幹部職保有者が65歳の年齢に到達したときに法律上の資格が終了する。

幹部職保有者の任期はその後任の任期の初めまで最大限6か月延長できる。

第Ⅱ分節 早期退職

第21条

§ 1. 第16条第1項に規定された評価が《不合格》の表現に至ったときはその表現認定後翌月の初日に任期は終了する。

§ 2. 《不合格》の表現のために任期が終了させられ就労所得及び恩給をもらえない幹部職保有者は退職金を受領する。

§ 3. 退職金は幹部職保有者の年俸の12分の1に相当する。

年俸については以下のように解されなければならない：12か月に支払われなければならない給与は連邦政府機関の管理職及び幹部職の重要度並びにその俸給の決定に関する2001年7月11日の勅令第3条に従って算定される。

最終評価、第2次臨時評価若しくは第1次臨時評価で《不合格》の表現が認定されるに応じて幹部職保有者は第1項及び第2項に応じて算定された退職金の9倍、6倍、3倍が支払われる。

退職金は当事者について関係期間中就労所得がないか若しくは§2に規定されたような恩給が支払われていることがはっきり

とした説明を提示するならば毎月1回支払われる。当事者によって虚偽の説明がなされる場合には、この支払われた金額は不正に支払われた退職金と一致する。

第22条 幹部職保有者がその任期の終了について質問するとすれば第8条に規定された機関は協定に従って6か月の予告期間が必要となる。この期間は協定に応じて短縮できる……

第三分節 非更新

第23条

§1. 最終評価が《優秀》若しくは《合格》の表現を勝ち取ったが新たな競争試験に参加した後で新たな任期を得られなかったか又はもはや幹部職に空席がないと宣告された幹部職保有者は復職手当をもらえる。

§2. 復職手当は幹部職保有者の年俸の12分の1である。

年俸については以下のように解されなければならない：12か月に支払われなければならない給与は連邦政府機関の管理職及び幹部職の重要度並びにその俸給の決定に関する2001年7月11日の勅令第3条に従って算定される。

§3. §2に反して第12条に記述された幹部職の復職手当は一方では連邦政府機関の管理職及び幹部職の重要度並びにその俸給の決定に関する2001年7月11日の勅令第3条3欄に確定されているような俸給、他方では幹部職保有者がその任期の終了後の翌月に得られる就労所得との間の差額の12分の1に相当するところの一括補償の総額となる。

復職手当は関係当局によって権利を持っている若しくは常勤職として権利を持っているであろう月給に言及する宣告を行う場合には認められる。

§4. 最終評価が《優秀》の表現に至ったならば§1に規定された幹部職保有者は1回だけの支払を12回分§2若しくは§3に応じて支払われる復職手当をもらえる。

最終評価が《合格》の表現に至った場合には§1に規定された幹部職保有者は以下の方式に従って§2若しくは§3に応じて算定される復職手当がもらえる：

1° 任務を全うしていた場合には唯の1回支払われる復職手当の総額を3回もらえる；

2° 同一の幹部職の任務を2度乃至何回も全うしていた場合には、唯の1回支払われる復職手当の総額を12回もらえる。

§5. 復職手当の有資格者がその任期終了後12か月以内に年金支給資格の年齢に到達した場合には§4が適用される。その場合には復職手当の支払額はやはり§2若しくは§3に応じて算定され、任期終了と年金支給の間の月数が増やされる。

第七章 任期の更新

第24条 所管大臣によってある幹部職が空席でありそれについての任期満了の保有者が明らかにされると、《優秀》の最終評価を受けた限り第8条第2項により前述の機関が新たな任期に就ける。

第三章第II・III節の規定にもかかわらずこの場合新たな選考手続が準備されることなしに第6条に規定された競争試験を受けたと見なされる。

第八章 経過規定

第25条 —

第九章 最終条項

第26条 本勅令はベルギー官報に公告された日から発効する。

第27条 我が大臣及び我が國務長官は各自所管し本勅令の施行に責任を負う。